

文部委員會議録 第十号

昭和二十七年三月十四日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事若林 義孝君 理事松本 七郎君

理事小林 信一君

鹿野 彦吉君 甲木 保君

坂田 道太君 圓谷 光衛君

長野 長廣君 平島 良一君

水谷 昇君 井出一太郎君

渡部 義通君 小林 進君

出席政府委員

文部事務次官 今村 忠助君

文部事務官 (管理局長) 近藤 直人君

委員外の出席者

文部事務官(管 理局庶務課長) 福田 繁君

参考人(明治大 学法学部長) 野田 孝明君

参考人(日 本医科大学 常務理事) 河野 勝齋君

参考人(日 本経済短期 大学教授) 中原 稔君

参考人(芝高 等学校教諭) 松橋 祐藏君

専門員 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

三月十二日

委員加藤充君辞任につき、その補欠として渡部義通君が議長の名で委員に選任された。

三月十二日

ユネスコ活動に関する法律案(内閣提出第六二号)

三月十四日

書道教育実施に関する請願外一件(水谷昇君紹介)(第一四四七号)

義務教育費国庫負担法制定に関する請願(高木章君紹介)(第一四四八号)

学校給食継続実施に関する請願(高木章君紹介)(第一四八三号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促進に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四八四号)

同(内藤隆君紹介)(第一四八五号)

六・三制教育施設費国庫補助継続等に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四八六号)

産業教育振興法の一部改正に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四八九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した事件

私立学校振興会法案(内閣提出第四九号)

○竹尾委員長 これより会議を開きます

まず私立学校振興会法案の参考人といたしまして、明治大学法学部長野田孝明君、日本医科大学常務理事河野勝齋君、日本経済短期大学教授中原稔君、芝高等学校教諭松橋祐藏君の四名を、参考人に指名いたしました存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○竹尾委員長 これより私立学校振興会法案を議題といたし、質疑に入ります。松本七郎君。

○松本(七)委員 一昨日も問題を提起したのでございますが、私学の教職員共済事業を、二本建にして、財団法人私学振興会というものができて、資料を御提出願ったわけでございますが、これの現状、それからその特に健康保険などとの比較、そういう点の概略と、将来の見通し等についての文部当局の御意見を伺っておきたいと思っております。

○近藤(直)政府委員 ただいま考えております共済事業につきましては、財団法人私学振興会におきまして事業の経営をいたしておるのであります。が、ただいまのところでは、大規模健康保険のやり方とは同じような様式並びに経営の規模をもつて考慮いたしておりますので、大体同じものとお考えくださつてよろしかうと思っております。将来、これをもつと大規模に発展する考えは持っておりますが、ただいまのところは、加盟する学校の八割の賛成者がある場合に、これを財団法人に加盟させるという行き方をとつております。これらの点につきまして、将来さらに考えたいと思っております。

なほ、ただいま御審議いただいております特殊法人私学振興会が成立しましたあかつきにおきましては、この振興会の面からも、直接共済事業の面を何らか事業の援助ができるようにいた

したいと、ただいまのところは考えておりますが、さしあたっては財団法人私学振興会で共済事業を運営して行くという考えを持っております。

○松本(七)委員 昨日の御答弁でも、何か予算編成上、やむなくこういふふうには二本建にしたというお話でしたが、その二本建にしなければならぬ理由を、もう少し詳しく御説明願いたい。

○近藤(直)政府委員 当初特殊法人の私学振興会一本をもちまして、学校の経営の助成、あるいは事業の援助というふうなことに同時に、共済事業の面もこれで整理して行く考えを持つておつたのであります。が、いろいろ各方面と折衝いたしました結果、この共済事業の内容に対して補助をするというところは、ただいまのところはちよつと困難な事情がありますので、一挙にこの特殊法人の私学振興会から共済事業をまかなうというところは、ただいまのところでは不可能な事情にあるのでございます。将来――これは問題でございますが、われわれはこの特殊法人の私学振興会一本で、全部共済事業をまかない得るようになりたいと思ひ、かつまたそういう方向に努力したいと思つておりますが、ただいまのところでは、事業内容に直接国が補助するというところは、ちよつとむずかしいことになつておりますので、やむなく財団法人私学振興会が、当分の間共済事業を担当するというふうにいたさざるを得ないのでございます。

○松本(七)委員 どういう点でこれが一本にしにくいのか、そのところを少し具体的に伺いたい。現在のところはそれができない事情にあるという、その事情を具体的に伺いたい。

○近藤(直)政府委員 ただいまのところでは、直接に特殊法人私学振興会の方から、財団法人私学振興会の方に共済事業に対して助成をするということとは、ほかの健康保険の場合と同様に、政府の金でございまして、その点が困難な事情にあるのでございます。将来、この問題につきましては、ほかの職員の共済事業の場合と同様に、この問題は同じ歩調で検討しなければならぬと考えておりますが、ただいまのところでは、ちよつと困難な事情にありまので、今急にこれを一本にして、特殊法人の私学振興会からこれをまかなうということとは、困難な事情にあるのでございます。

○竹尾委員長 それでは次に参考人から御意見を聴取いたします。御意見を述べられる時間は、時間の関係上各人約十分以内をお願いいたします。

○河野参考人 私学振興助成につきましまして、二回は御決議をいたしまして、国会が御熱心に御検討くださいますことを、まず冒頭にお礼を申し上げます。

さきに国会は、私学の振興助成につきましまして、二回は御決議をいたしまして、その当時から、私学側としましては、戦後の戦災復旧、あるいは制度の

改革による施設の完備等のために、国から補助をし得られるものというような期待をひそかに持つておつたのでございまして、さういふことにも立ち至らずして、私学自身の手で新しい制度に対する施設の充実とか、あるいは戦災の復興とかいう問題に當面しておつたのでございます。その後国会の御承認を得まして、戦災復興という問題が取上げられて、今日までに総額約十七億に上る戦災復興の貸付をいただいておりますのでございます。それに対して、私学側は、その二倍あるいは三倍の手元金を才覚いたしました。戦災復興に今日まで従事して参つたのでございます。しかし、私学の實際の問題としては、さういふことではなか／＼戦災からの復興が困難な事情にございまして、昭和二十四年になりまして、全国約三千の学校の戦災復興に要する金融を、もし国からしていただけるならばという線に立ちまして、詳細な調査をいたしましたところ、約百十七億の数字が出て参りましたので、それ以来、私学は全部、この戦災復興の百十七億の数字をどういふふうにして得るかという問題に、鋭意われ／＼が意見を傾倒いたしました。国会及び政府当局に御了解を求め、そうして一応私学振興のための金融庫、ただいま申し上げました百十七億に對して、約百億円の政府出資をいただきまして、私学に對しての貸付金をいただいで、この非常時を切り抜けようという運動を展開いたしました。それが、それはいろいろ事情で成立に至らずして、その運動はやむなくあきらめる状態になりました。ところが、昨年になりまして、最後の戦災

復興の三年分をちよだいいたしました。それをもちつて一応戦災復興といふことの政府の御援助が打ち切りということになりました。その結果、われ／＼はいかにして私学の新しい整備と充実をして行くか、戦災からの立上りをするかという問題で、鋭意この問題について政府及び関係方面等に事情を陳情いたして参つたのでございますが、その結果におきまして、ただいま御審議を煩わしておりますところの私学振興会法案といふものまゝとまりが出たわけでございます。

しかしながら、ただいまお手元で御審議を煩わしておりますこの法案の内容に關しましては、一番大きな問題は、資本金の問題でございます。この資本金は約三億九千万円の現金支出と、それから十七億の戦災復興の貸付金を一つの債権としての出資と、この二つがその基礎になつておるのでございます。三億九千万円の現金支出は別といたしまして、この十七億の債権は、ただいま申し上げましたような戦災復興の貸付金でございます。これは借り受けましたところの大学、あるいは中学、高等学校その他の私立学校が、究極において政府に償還しなければならぬものという理論にはなつておりますが、必ずしもその返済が二十年、三十年の後におきましてできるかどうか。私立学校がそのまゝうまく永続して行けばよろしいのですが、また諸種の事情等によりまして、経営の不良化等を来す場合に、返還が必ずしも行われないで、延引するといふふうな問題も含まれており、また、あるいはこれはある意味における補助金ではないかといふような考え方を持つておる

向きもありますし、あるいはまたこの十七億が二十年、三十年にわたつて分割して現金化する内容でございますからして、事実この約二十億になりますところの資本金という種類のものは、一年々々に考へてみると非常に僅少な額でありまして、この私学振興会法案の事業の内容といたしましては、私学側としては、その数字が過少であるといふ嘆きを持つておるのでございます。これはわれ／＼が終戦後長年努力して参り、かつまた、政府当局あるいは国会等の各位の御理解と御同情によつて、期待しておりましたところの私学振興といふものに比しては、相当距離のある問題でございまして、ただいまの場合におきましては、せめてこの程度の私学振興会法案では、ここに確立していただいて、実施されるようになれば、将来これが基礎となつて、何らかそこに各位の御理解等によりまして、発展して行くのではなからうかと、一つ、一つの悲しい期待を持つておるわけでございます。われ／＼は、この法案が一日も早く実施されんことを熱望しております。その理由は、この法案が一つの足がかりとなつて、今後私学の振興補助等に對する各方面の御理解が得られるのではなからうかという、一つの期待を持つておるのでございます。

私学は、御承知の通り全国に三千の、大学を初め小、中学、幼稚園までございまして、戦災後の復興と、この新しい制度の改変から起つて来た施設の拡充あるいは教職員の待遇等、私学といたしましては非常に過重なる負担を帯びておまして、あえておるわけでございます。今日の段階におきまして、この一つの財源として、各私学の月謝等の値上げといふことは、すでに行詰まりでございまして、私学といへども、あまり高い月謝等をとるならば、われ／＼がおそれておりますことは、教育の機会均等を失はしめないかという一つの危惧を持つのであります。月謝等の値上げはすでもう極限に来ておるとわれ／＼考へておるのでございます。さういふ事情でございまして、戦災の復興及び新制度のための施設の拡充完備、あるいは教職員の待遇等の改善のために、私学は、ここに何らかの一つの方法を得まして、金融をつけて、自主的に立ち上るような形を持つて行きたいという、これは全部の私学としての長い間の念願でございます。そういう建前から考へまして、ただいま御審議を得ておりますこの法案が、もし成立していただければ、今後この法案に對しての将来を、われ／＼はそこにもう一歩前進しまして、ひそかに期待しておる次第でございます。

われ／＼は、もちろん教育の立場に立つておりますので、われ／＼の任務も十分自覚しておるのでございます。しかし、全国教育部門の約半数以上を私学が担任しておりますので、この私学の教育内容の充実といふことは、非常に重大な問題とわれ／＼は見えておるのでございます。この法案の御審議を願うにあたりまして、この法案が将来どういふふうに行けば、私学のこの目的あるいは要望に一番かなうことが得られるか、あるいは教育の内容が充実せられるかという点を、さらにひとつ御検討くださいまして、最も必要であるこの資本金の問題、そのうちの現金支出以外の十七億が、ただいま申し上げましたような理由でもつて、ただちに運営の上に出て来ないという数字などを、特に御留意、御注目願ひまして、そうしてこの法案に何らかひとつ特別の考へを賜わらんことを、われ／＼私学三千のものは、私どもを通じて当委員会に申し述べよう、みな希望しておるわけでございます。

私の申し述べさせていただきました意見は、資本金の問題でございますが、不明の点はまた後ほどお答え申し上げます。

○竹尾委員長 次に、日本経済短期大学教授中原君。

○中原参考人 私ども私立学校の関係者といひまして、今度の振興会法案が、一日も早く成立することを最も要望するものでございます。それについて、私は将来こうしていただきたいというふうな希望を、二つばかり申し述べてみたいと思ひます。

その第一番目は、この振興会の中に、各各校に對する長期の貸付金を許してもらいたい、認めてもらいたい。もう一つの問題は、財団法人私学振興会というものができておまして、これは健康保険に類似した業務をやるわけでございまして、将来この振興会におきまして長期貸付、すなわち恩給制度というふうなことを織り込んでもらいたいという二つの希望でございます。

第一番目の長期の貸付をできるようにしてもらいたいという希望の理由といたしましては、この振興会の二十七年度の資本金三億九千万円でございますが、このわずかな金に對して、全国

の私立学校三千五百がそれ／＼貸付を希望して行く場合には、平均いたしまして一つの学校が十万円／＼の金になつてしまふ。勢いこの振興会を運営して行くためには、短期給付にしなければ、この振興会は運営できないというふうなことになる。貸付は受けたけれども、三箇月や半年でただちに利子をつけて返還しなければならぬという事は、非常に学校の運営上苦しい場合が多いわけでございます。これは今日市中の金融機関におきまして、私立学校に対しては金融の道をとじております。勢い学校の施設その他を充実するためには、あるいは苦しまざるに高利の金を借りなければならぬ。そういうことになつて来ますと、これは私学の滅亡になつて参ります。どうしても、長期の金融の方途を講じなければならぬ。すなわち振興会においても、長期の貸付をしてもらわなければならぬという結論になつて参ります。しかし、この三億九千万円というものは、短期の貸付にならざるを得ない。けれども、予算の措置によつて本年度はしかたがないといたしまして、本年度としても追加予算のこともありますし、また来年度、再来年度と年十億ぐらゐづつ増して、総額百億以上に資本金を増してもらつて、長期の貸付の措置まで講じてもらいたいというのが第一番目の希望でございます。

第二番目の希望といたしましては、学校の教職員に対して、老後あるいは退職した場合の恩給措置、長期給付を希望するものであります。その理由といたしましては、学校の教育の健全なる発達を基礎として、第一に、直接生徒の教育を担当する教職員が、安んじてこの職に専念することが、最も大切なわけでございます。しかるに、私立学校の教職員については、上は大学から下は幼稚園まで、その教職員の退職後、あるいは老後の安定ということについては、何らの考慮を払われていないわけでございます。ただ従来私立中等学校恩給財団というものがあつて、これが政府はわずかに二百万円程度の事務費の補助をしてにすぎないのであります。これは中等学校の教職員が、十五年勤務した者がわずかに年額六千四百／＼の恩給しか受けない。しかもそれは毎月薄給の中から四十円を貯金しなければならぬ。これを国立公立学校の教員と比べてみますと、国立公立の平均の恩給は年額六万三千円というふうな数字が出てくるわけでありまして、私立は非常にわずかなものでございます。このままでは全国七万近い学校の教職員というものは、安心をして教壇に立てないのじやないか。なお、この七万の教職員においては、家族を持つておられて、家族三人おるといたしまして三十八万人というものの将来の生活に対しては、不安を持たざるを得ないわけでありまして、教育基本法を見ても、教育基本法の第六條には、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」と、はつきり書いてあるわけでありまして、これは公立の教職員、私立の教職員の区別はないはずであります。しか

るに、先ほど申し上げました通り、私立学校においては、老後のことは何にも措置がないといつても過言でないわけでありまして、全国私立の私立学校の三千五百校、職員の数において七万の教職員が熱望してやまない希望であります。でありますから、これを解決するためには、将来の問題であります。勢い資本金というふうな問題になつて参ります。先ほどの私の第一の希望でありました長期貸付にいたしましても、教職員の老後の恩給制度というところにいたしまして、この政府の出資金というものが増加されますれば、おのずから解決つく問題であらうかと思ひます。私立学校の教員は、その学校の伝統、その創立者の精神に共鳴をして教鞭をとつておるものであります。ほかからいくらよい条件で転職の勧めがあつても、なか／＼移つて行かないのが、私立学校の特色であります。その私立学校の教員が、みんな薄給に甘んじて、そうして老後の保障もせられない。このままでは置けないといふことは、学校の理事者も当然考へてゐることでありまして、また教職員の一一致した要望でありますから、これは何らかの救済策を講じなければならぬわけでございます。この点も、将来十分に措置されますように、振興会の方で将来の問題といたしまして、御解決願ひたいというふうに希望するものであります。

○竹尾委員長 次に参考人松橋祐蔵君。
○松橋参考人 それでは私立学校振興会法案について、教員側の代表として意見を述べさせていただきますと存じます。

今般政府より提案されましたところの私立学校振興会法案というものは、これは長年にわたつての全国の私立学校の教職員の要望でありまして、また昨年以來文部省当局とは、経営者ばかりでなく、われ／＼中等学校の教員としてもこれに加わりまして、たび／＼協議して、十分われ／＼の意見も文部省当局に申し上げておる法案でございます。従つて原則としては、私は非常な賛成をもつてこの法案の成立を希望する次第であります。特に文部当局におかれましては、非常にわれ／＼教員のことに対して熱心に御援助を願ひまして、こういう法案ができたわけでございます。ただ教員の立場として、この法案の成立の後でも、なおいろいろな点において、将来こうしてもいいたいという点を一言申し上げて御参考にしたかと思ひます。

この私立学校の教職員は、どれくらいいるかといふと、大体大学としては約二万人の教員がおりまして、これは大学の全教員の四五％に当るような次第であります。それから高等学校の方としましては二万一千人教員がおりまして、これは公立、私立を問わない全体の教員の二〇％ぐらゐに当るようなわけでございます。その他中学校、小学校、幼稚園、合計いたしますと、教職員、これに事務員といつたようなものを加へまして、およそ八万人ぐらゐの教職員がおりるのでございまして、この私立の教員に対しては、公立の教職員のような給与基準もなく、またベース・アップというふうなものもない、また公立学校教職員のような共済制度の適用もむろん現在ではないのであります。一般の勤労者に適用される健康保険、厚生年金あるいは失業保険というふうなものからも除外されるような現状であります。たま／＼ある県において、県当局の温情によつて、いろいろ奔走してもらひまして加わるというふうな事になりまして、その俸給の高が非常に少ないものでありますから、従つて入ることが許されないというふうな現状でございます。従ひまして、私立学校の教職員に対しても、公立学校教職員と同様な健康保険とか、あるいは退職資金、老後の年金制度というものを、教員としては非常に希望してゐるような次第であります。これは教員ばかりでなく、先般各地方に参りまして地方の事情を伺ひましたところ、経営者側の方においても、どうも地方にはよい教員が来ない、それは財政の上において非常に困窮しているために、十分な俸給が支払えない、さらにそういう制度がないために、地方の私学には教員のよいのが来ない、そういうことから私立学校はいよいよ内容的にも窮地に迫り込まれておるような次第であります。そこで昭和二十七年予算にあたりまして、こういうふうなところから、文部省あるいは大蔵省、国会等に対して、私立学校共済制度の実施に要する経費の一部を何とか補助してもらひたい。そこで一億五千七百万円の助成金を含む振興会の成立というふうなことをお願いしたところが、結局この一億五千七百万円の中から二百万円が――これは私立中等学校恩給財団というものがあつて、先ほどの参考人が申し上げたように、十五年勤務しまして年額六万六千円というふうな――これも任意加入でありますから、中等学校でもい

いろいろな事情によつてこの恩給財団に入ることもできないような先生方もおるようなわけでありますが、その方に二百萬円の事務費、それからなお五百萬円というものは共済制度の事務費として支出していただく、合計一億五千七百萬円のうち七百萬円だけいただくというふうなところであるのであります。

そこでやむなく従来からの私立中学校恩給財団の内容を拡充して、教職員及び学校法人の掛金を増加して行こうというふうな、やむを得ないところから、先般もわれ／＼教員が集まりまして、その方法を考えたのであります。

一方また財団法人の私学振興会の中に共済部を設けて、同様に掛金を増加して行くというふうなことを考えたのでありますけれども、この点においては、なか／＼経営困難な私立学校としては、掛金を十分に掛けて自力でやつて行くというところは、とうてい不可能な現状であるわけでございます。そういうところから、全体の教員の福利厚生というものは、容易に実現できないというふうな次第でありますけれども、この振興会の事業の中に私立学校の福利厚生事業も加えるようにしていただいて、全国の私立学校教職員の全部が、生活の保障と老後の安定ができるような方法をとつていただきたい。

繰返して申し上げますけれども、この私学振興会法案の中に、教職員の福利厚生事業も含めてやつていただきたい。これは財団法人とか、中等学校の恩給財団とかいうものでなくして、これをあわせて一本にして、私学振興会をもつて教職員並びに全私学のために御援助願いたい、こういうふうな私にも考へております。

以上申し上げます。

○竹尾委員長 次に参考人野田孝明君。

○野田参考人 まず最初に、この私学振興会法案を国会において慎重審議されますことに對して、私も厚くお礼を申し上げます。同時に、この法案がここまで参りますについての文部当局の非常な御努力と、また大藏省の非常な御理解に對して、あわせて感謝いたしたいと思ひます。この法案ができました当時におきましては、数回にわたりますして文部省の前管理局長、現在の近藤局長並びに福田課長と、しばしば折衝をいたしましたのでございます。いろいろ問題がございましたが、当局におかれましては、われ／＼の希望をいれて、相当修正をさせていただきました。しかし、それにもかかわらず、なおまだ十分でない点がございますので、これは将来の問題として、ぜひともかやうにありたいというので、先ほど来参考人からの御意見があつたわけでございます。

ただいま二、三の点について問題になりました点を申し上げますと、資本金の問題でございます。中にも戦災復興貸付金、これを私学振興会の方に譲渡すべきか、それとも現在のままにしておいて、それから取立てた金を私学振興会に繰入れるべきかというふうな点について、数回にわたつて折衝をいたしましたのであります。それから現在の三億九千萬円では、先ほど参考人が申しましたように、少額で運営上はほとんど実績をあげ得ないのではないかというので、何とかこの増額ができないだろうかという点も、数回にわたつて折衝いたしましたのでございます。

次に役員の問題、評議員の問題についても、数回にわたつて折衝をいたしました。役員の問題といたしましては、まず数の問題、これは私学側としては、なるべくよい出し出していたきたいという要望が強かつたのでござい

ます。しかし予算面から見ると、あまり多いと経費倒れになるからというので、この程度というところで一応は納得いたしました。ただ、私学関係者が、はたしてその中に加えていただけたかどうかという点について、最後までこれが折衝を続けられておりましたが、考え方によりましては、利益代表者は入れるべからずというふうな考えも起るのであります。ところが、貸付の場合については利益側は法人でありまして、私学関係の個人としてはそういう代表関係はございません。かりに、会長に選ばれた人が大学の総長であるといふすれば、法案の十四条にもありますように、その範囲において代表権がないというふうなふうになりますので、一向さしつかえないと思つております。要は大学から幼稚園と申しますが、それ／＼非常な複雑な機構を持つておりますので、これを十分に理解する者でなければこの運営はやつて行けないのではないかと、こ

ういうふうな私どもは考へるのであります。のみならず、私も大学関係者といつたしまして、短大あるいは高等、中等学校の問題になりますと、いかに自分が認識不足であるかを、つく／＼考へさせられるのであります。こ

ういふような状態を考へてみますと、相当数の私学関係者の役員が加わつてい

ませんと、事態に即した運営ができないのではないかと、こういうことを痛切に感ずるのであります。また評議員についても、同様のことが言われるわけでございます。この点について、私も、私ども、もし役員の方で私学関係者をあまりお入れにならぬというふうな御構想であるならば、評議員会といふのは議決機関にしたいと、私どもは、その評議員の多数は、私学関係者から出していただきたいということまで要望したのであります。しかしながら、これは法案を提案される際に、評議員の方には多数私学関係者を出すというふうな御意向であつたのであります。しかしながら、何名出すかというふうなことは、条文中に表わせないから、これはひとつ話し合ひできめようじやないかというふうな、ぎり／＼のところまで参つたのであります。こ

ういうふうなわけで、かなり私ども文部当局と胸襟を開いてのことなまでやり合つて、ここまで参つたような次第であります。

なお、問題になりますのは、設立委員を多数やはり私学関係者から出していただくか、と、定款の作成等において、非常に不満足なものができる、ぜひともこれは実現するようにしていただきたいというのを要望してあるような次第でございます。

これを要約いたしますと、二点に歸着いたします。一つは先ほど来から参考人がいろいろと御説明を申し上げました資本金を毎年増額するようにしていただきたい。ちようど育英会と同じような方法でやつていただくならば非常にいいかと、教育の国家的性格という面から見れば、これは当然に助成さるべきでなければならぬと思ふ。かような、出資して、それを私学の方に貸し付けて云々というのではな

くして、当然助成さるべきものではな

い、育英会と同じような性格を持たなければならぬのではないかとさへ考へるのであります。しかしこれは、今日は議論でありまして、實際面といたしましては、ぜひとも年々この資本金を増額するようにひとつ御配慮をお願いしたいというのでございます。

次に第二点といたしましては、役員、評議員並びに設立委員について、は、少くとも私学関係者は半数以上出すように御配慮をお願いしたいということでございます。これをその条文中に表わすことの可否は、技術問題であります。が、相当問題になると思ひますが、もし法案に表わすことができないとするならば、国会におきまして、委員の皆様の特別な御配慮によつて、ぜひ私学関係者が半数以上入れるように、ひとつ御配慮をお願いしたいのであります。

以上、私は二点について申しましたが、それ以外は全部満足しておるかという、決して満足しておるのではないと思ふ。この法案全体を見ますと、非常に官制的な性格が強いといふことでござい

強いのであります。こういう面から見
ましても、役員・構成等は、よほど今
申し上げたように御配慮を願うこ
とが適当ではないか、かように考える
のであります。

以上、私の陳述を終わります。

○竹尾委員長 以上の参考人に対する
質疑を許します。質疑はできるだけ
とつ簡単にお願いいたします。

○小林(信)委員 どの方の御意見を伺
いまして、ないよりはあの方がいい
のだというふうなお考えのようであり
ます。とにかくこの法律を通して、将
来もつとこれに対して積極的に政府で
考慮してほしいという御意見があ
つたわけですが、しかし、どの方の
お話の中にも、当然国家として私学
めんどろを見るべきである、貸付とい
うようなことではなくて、助成であるべ
きだというふうな、そういう見地に立
たれておられるわけですね。私立学校法が通
りましたときに、日本の憲法の精神に
のつとつて、当然私学に対しての援助
はあるべきだという基本的なものが確
立しておるのですから、やはりこうい
う法律が生れる場合にも、もつと公共
的な立場を堅持されまして、私学の方
たちも、こういうものに対しては、単
に恩恵を受けるというふうなものでは
なくて、日本の教育のために、当然政府
はかかる態度をとるべきであるとい
う御主張をなされることが、私は
必要だと思ふのであります。それを、
ないよりはましだというふうな見地に
立たれておられることは、非常に私
学の今までのあり方からして、遺憾な
点だと思ふのであります。それにつき
ましても、どなたかの御発表の中に、
悲しい期待を持つというふうなお言葉

があつたのですが、日本の教育の使命
を考えますときに、まことに情ない言
葉のような感じがいたすのであります。
私はもつと積極的に、この問題は、こ
こに学ぶ生徒のことを考えて、真剣に
考えるべきだと思ふのであります。真
剣に考えるべきだと思ふのであります。
それにつきまして、学校を復旧して行
くとか、施設を充実して行くというふ
うなそういう立場と、もう一つは、こ
こに働いておられる先生方の生活の安
定、あるいは老後の安定というふうな
二つの面からしてお話があつたわけ
であります。先生のお立場からい
ろいろ承りました。恩給等につきま
しても、官公立の方たちと比べて雲泥の差
がある、こういうお話があつたので
あります。さらに給与の問題につきま
しても、その基準というふうなものがは
つきりしておらない、共済制度とい
うものも確立しておらないというふ
うなお話があつたわけですね。この給
与の問題で、地域給とか寒冷地給とい
うものが、官公立の教職員にはあるわ
けであります。こういうものは私立
学校では考慮されておりますかどう
か、特に御説明のありました松橋先生
にお伺いしたいのです。

○松橋参考人 それではその点にお答
えいたします。私学の経営者として
は、とにかく十分な給与を与えて、そ
うしてりつばな教員を雇つて、りつば
な教育をしようという念願に燃えてい
ることは、われ／＼も想像しております。
しかし、先ほど申し上げたように
現在の私立学校のほとんど全部という
ものは、経営が非常に困難であります
から、理想には燃えておつても、ま
だ現在においては、そういうふうな方
法は一つもつていないわけなのであ

ります。いな、そういう方法よりも、
とにかく教員に対して俸給を払うとい
うことさえも、一部の学校では、欠配
というふうな情勢に立ち至つてい
る学校もあるように伺つておるよう
な次第であります。従いまして、そ
ういふことは全然考慮されてお
りません。

○小林(信)委員 お話を伺きする
と、まず／＼もつて私学振興会法とい
うものが、どういう使命を持つてお
るかというのを痛感するわけであり
ます。おそらくそういう場合であれば、
学校を経営する方たちにおいて、先生
方としては、一般官公立の学校の先生
と同じように、給与水準を上げてくれ
とか、そういう特別な地域給、あるいは
寒冷地給というふうなものを御請求
なさるだらうと思ふのです。しかし
それは私学の現状を見て、そういうこ
とが教職員の方たちには言えないとい
う状態だらうと私は推測するわけであ
ります。大体平均給は、官公立の先
生方と比較してどれくらい差がある
か、おわかりになりますか。

○松橋参考人 お答えいたします。全
国の方は、私まだよく調査しませんが
らわかりませんが、東京の都立の高等
学校の教員と比較してみますと――
これも学校によりまして、はつきりし
た点はいくつかあります。東京全体の
都立の高等学校の平均給というものは、
調べた方法が今のところちよつと
ないので、ある一部の都立の高等学校
を調査したものであります。その
ときに大体都立の高等学校の平均は一
万四千、五千円かと私は記憶してお
ります。私立学校の教員は、これは一
万円ぐらゐり私は記憶しております。そ
れは一つもつていないわけなのであ

ども、大体それぐらいの程度だと思つ
ております。

○小林(信)委員 ありがとうございます
した。こういうことをお聞きしま
す。やはり私立学校では、なるべく
い先生を得ようという御努力なさるの
で、なか／＼い先生はそういう
ところへ集まつて来ない。

中原先生にお伺いしますが、教職員
を得ようというところに、学校経営者とし
て――経営者はおいでにならないよう
ですが、どんな御苦勞をなさるのか、
また得られないなら、その現状等を、
もう少し詳しくお話願ひたいのです。

○中原参考人 私立学校といいたしま
しても、学校の教育の内容を上げ、学校
の成果を上げるということについて
は、一にいい教員を得られるかどうか
ということにかかっているのじやない
かと思ひます。各私立学校とも、いい
教員を物色して、その学校に引入れる
というところに、懸命な努力を払つてお
ります。しかし、その私立学校には、お
のおの建学の精神といふものが、特色
があるわけでありまして、その伝統的な
精神に共鳴してくれる先生を、有資格
者なり、りつばな人を呼ぶわけであり
ますが、御承知の通り私立の学校は、
いづれこの学校も経営困難でありまし
て、呼ぶことに、はなはだ困難を感じ
ている。しかし、幸い今まで得た先生
というものは、薄給であつても、その
学校はわれ／＼の一つの家庭なんだ、
家なんだというふうな気持で、どち
かといへば、耐乏生活に甘んじて、そ
の教育の天職に邁進しているというふ
うな教員が非常に多いわけではござい
ます。一に耐乏によつて学校を維持して
行く、教育を続けて行くというふうな

現状でございます。それで学校の先生
は、私立学校においては、やはりある
程度の給与の基準というものがあ
りまして――いい学校もありますし、給
与の基準が悪い学校もありますけれど
も、その基準によつて、どうか来てく
れないかといつて懇願をいたします。
なか／＼来にくいけれども、中にはそ
ういふうなりつばな精神で私立学校
をやつていられるのか、それじや無
料奉仕でもいいのだといつて、やつて
来たる先生もなきにしもあらず、あ
るいは安い給料でも来てくださる先生
もなきにしもあらずという現状であ
りまして、そういう先生方をぜひと言
つてお願いして、耐乏の上に熱心にや
つてもらつていくというのが現状であ
るのではないかと思ひます。

○小林(信)委員 この程度のもので出
発して行つてもいい、しかしどうか教
職員の待遇も満足にしてやるように、
また学校も、月謝もとれるところまで
とつてしまつて、これ以上月謝等を上
げることができないというふうなお話
があつたのですが、そういうふうな取
入の道はない、学校の設備復旧とい
うようなことは、まだ／＼容易ならぬ
ものがある。こういう二つの面に対
して、この法律が何と将来考へてくれ
なければ、私学は滅亡してしまうのだ
という御意見も、先ほどあつたのであ
ります。この程度のものから出発し
てもいいが、この程度には、必ず将来
してくれという御意見があると思
うのです。不幸にして、そういう最低限
度の、この法律の達しなればならぬと
ころのお考え方が、先ほど述べられ
なかつたのですが、もし具体的にあり

したならば、お話ししたいと思ひます。

○河野参考人 その点の説明が足りなかつたようでありますが、昭和二十四年に、先ほどお答え申し上げたように、大学から幼稚園、小学校のすべてにわたりました。詳細なところの調査をいたしました。そのときに出ました数字が、先ほど申し上げました通りに百十七億餘、これだけの金はどうしても入用だといふ、ぎりぎりの数字がそういうものでございまして。従ひまして、われ／＼はせめてこの私学復興のための金融とか、あるいは振興会というものの資本金は、それから後や完成した部分もございまして、一応百億の線というものを今日まで堅持して、当局及び各方面へ陳情あるいは理解を求めて参つたわけでございまして、この百億という数字は、われ／＼の調査に基いた根拠でございまして、これは今も捨てた数字ではございせん。

○小林(信)委員 それはよくわかるわけですが、しかし政府の現在の教育に對する財政的な考え方というものは、そう簡単には参らぬと思ふのです。従ひまして、百億を望まされることはわかりませんが、それをすぐこどももつて来年度実施しろとか、あるいはこの年限ぐらには目的を達してもらいたいといふふうなことは、やはり皆さんとしても考へておられるだらうと思ふのです。先ほど、どなたからお話がありましたように、おそれからこれだけの金額では、短期の融資になつてしまふ、できるだけ長期にしてほしい。とすると、この法律の中で、何かそういう点も考慮されなければならぬわけでありますが、おそれから毎年々々政府の

方から今後出資されるとしてしまふ、それがすぐ還元されるものではないのですから、そういう点も考慮されまして、どれくらい年の限内に達してもらいたい、こういうふうなお考えがありましたら、ひとつお聞かせ願ひたい。

○河野参考人 それは、当初考えましたときは、五箇年計画でございまして、で、われ／＼としてしまふは、現在せめて五箇年以内に百億の資金がほしい。従ひまして、年に二十億の現金支出をお認め願へば最も理想的である、かような数字を今でも持つておるのでございまして。

○小林(信)委員 もう一つ野田先生にお伺ひいたしますが、この法律は、わずかに金を政府が出しながら、非常に何か私学のあり方を拘束するような感じがしてならないのは、私も同感でございまして。やはり私学には特殊な立場がありますので、これが官公立学校と同じような形で、その指揮監督のもとに入るといふようなことは、その特性を殺すといふようなことに私はなると思ひます。そういう意味で、先生も、文部大臣の監督権というものが非常に目ざわりだといふふうにおつしやつたのですが、定款を変更しなければならぬ、部大臣の認可を受けなければならぬ、これに對しましては先生はどんなお考えを持つておられますか。これは私学振興会の定款の問題でございまして。

○野田参考人 私の考へております点は、会計面と、それから定款の初めの作成、変更、その程度で監督をしていただければ、けつこうだと思ふのです。従つて、定款変更の場合も、やはり文部大臣の認可、そこまではして

いただいた方がよからうと、私も思つております。

○小林(信)委員 もう一つ、「振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ」とあるのですが、やはりこの認可が、私は目ざわりなんです。これはどうですか。

○野田参考人 この点は、予算の技術面がございまして、育英会のように、予算面に育英会資金として、ちやんと款項でございまして、それがありませんれば、そこへ毎年予算として当然に入つて来ることになりませんが、現在ではそういう予算になつていないように聞いております。従つて、私学振興費として、かりに五億を国会でお認めくだつた場合に、そのうちの四億なら四億をこちらへまわす、それについては文部大臣の認可を要するというような御構想のように伺つておるのです。また私もそう推察いたしておるのです。

しかし、これは予算の面で、もし私学振興会費といふような費目ができますれば、こういう条文は不必要である、私も考へております。そういう点についても、私もまだ申し上げたいこともいろいろあるのございまして、何としても一日も早くこの法案を通過していただいて、ひとつ着足をしなければ問題にならぬといふような立場から、これをのんだような次第でございまして。

○渡部委員 ただいまの参考人たちのお話を聞いて、私学側としては、振興会の基本金として、現金百億円がぜひとも必要であると言われたのですが、この法案では、現金はわずか四億足らずであり、その他十七億五千万円とい

う金は、これは過去の私学に對する貸付金の回収に結局よらなければならぬわけでありますが、その回収がこげつたになつておつて、事実上回収が不可能だといふような見通しがあるのか、あるいは回収ができて、それが基金として、振興会の運転上すぐ役立ち得るものかといふふうな見通しを持つておられるのかどうか、この点をまずお聞きしたいと思ひます。

○河野参考人 先ほど申し上げました十七億の金は、いまだ私学の戦災復興も完全に行われておりませんし、施設もまだその過程にあるわけでございまして。従ひまして、今貸し付けましたものを、これからだちに金額が回収されるということとは、われ／＼としてしまつても、あまり期待はできないといふふうに考へております。それから、中には、先ほど申し上げました通り、学校の経営が不良化して来たために、返せないといふ状況になる不幸な学校もなきにしもあらず、こういうことも考へております。それからこの十七億円は二十五年の間の年賦によつての償還金でございまして、十七億を完全に回収しましても、現金に化することがきわめて少いといふふうに考へますので、この十七億円を資本として考へた場合に、この振興会の仕事は非常に規模が狭まるのじやないかといふことを、前々から心配しておるわけでございまして。

○渡部委員 現実の問題として、現在そのものが学校経営を不可能にしてゐる、あるいは施設の存続さえも不可能にしてゐるという段階であればこそ、この振興会をつくつて、復興発展のために資するといふことが、目的及び希望である場合に、一方回収金はそ

のような状態であり、他方私学を維持して来た授業料は、もはや限界に来ておる。この事実がわれ／＼ははつきり認められるわけなんです。従つて、非常な少額のものにさへすがらなければならぬといふようなことで、この法案をのまれるとしますと、私はこゝで、やはり私学の側にも考へてもらわなければならぬ問題が起きるのじやないか。つまり、これはほとんど百億以上も現実的に必要だといふ計算が出てゐる場合に、わずか四億足らずの現金しか支出されないで、しかも形式的には二十何億といふようなものを出しているといふが、これは實際上一つのからくりであつて、現実的には役に立たぬ。そういう点をわれ／＼委員会としても、はつきり認めなければならぬと思ふのです。従つて、これはどうして、私学をほんとうに、現状の破壊されておる、瓦解されつゝある状態に基礎を置いて復興させるには、要される金額といふものは、委員会として一致して促進しなければ、私学振興の意味をなさないとわれ／＼は考へておるわけでございまして。その点からしまして、わずかにそれだけの金のために、先ほど明大の先生が言われたように、いろいろな点で文部大臣の監督権が発動されて来ることになり、従つて、私学の歴史的な特色であり、同時に使命であつたところのもの、かつての封建的、官僚的な統制を受けずに、自由にそれ／＼の私学の特色をもつて発展して来たという面さえも、削られる憂ひがある。こういうところに追い込まれなければならないような法案まで、今わずか四億円欲しいばかりにのむことによつて、学校側がその自由を

て、文部當局は、それに基づいて大増額をせられる必要がありはせぬか。またそれは、学校當局も非常に喜ばれるというようなお話も今ありましたで、ぜひこれはすぐに調査にとりかかつていただきたいと思いますが、それはいかがでありますか。

それからいま一つは、地方の方には、大分高等学校程度の私学が多いの

が、そういった場合にどうするかという
うことにつきましては、御意見もござ

○近藤(直)政務委員 ただいまのおて

○小林(進)委員 私は遅れて参ります。

そこの金に縛られて、一方私学はさらに哀願、懇願をして非常に卑屈に

殊法人である。しかも全額が巨厚から提供される、これだけでこれほどまで

にしなければならぬかということ、私は痛切に感じたのです。しかし、日時が非常に切迫しておりますし、私立学校が非常に窮乏状態に追い込まれておるといふ状態、皆さんの御要求が、ぜひともひとつ通してもらいたいという御意見が、ほとんど一致しておるといふ状態でございます。そこで、私もいろいろと協議しまして考えた結果、どうしても役員構成においては、私学人から半数以上を出すようにしていただきたいということを、最後の切札として折衝したような次第で、先ほど近藤局長のお話を聞きますと、原則としては出さぬというお考えであります。これは官民転倒であると思はれます。私の立場は、原則として私学人を出していただきたい。ただ専門的なもの、たとえば運営面、金融面についての専門的な方面は、われわれ私学人にはよくわかりませんので、そういう方はぜひ選んでいただきたい、こういう立場であるのであります。もしそうであるとするならば、たゞいま御配慮くださいましたような事柄は、少くとも緩和されるのではないかと、こういうような気持ちで、私もこの要望を申し上げておる次第でございます。

○小林(進)委員 今おつしやいましたのは、理事者でございますか評議員でございますか。

○野田参考人 理事者、それから監事でございます。

○小林(進)委員 理事、評議員の半数を私学で占めたいとおつしやる要望は私は実に正しいと思うのであります。官学の理事者は、みづから国会に対して自分の必要に応じて要求いたしてお

ります。私学にも、当然私学の立場からその理事者ないし役員を選んで、その人の意見が国費を出す方面へ率直に流れて来る、そういう考え方は、官学とのバランス上も、私は正しいと思ひます。この点、私も重大な御意見として承つておきたい。

次にお伺いしたいのは、これも先ほどお答えがありました。私はふに落ちなかつた。それは、いわゆる、ために文部省の監督が非常にけしきになるのではないかと質問に対しては、それは振興会に対しては、いわゆる監督、命令あるいは監査、検査といふものがあるけれども、私学それ自身に対しては、文部省の圧力は及ばないといふようなお答えであつたと思ひます。これは間接統制だ。いわばこの前申し上げたように、アメリカ軍が進駐して、連合国みずからは日本国民に対して何らの命令あるいは監督もしないけれども、日本の政府を通じてアメリカ政府は自分の意のままに日本国民を動かしておる、監督、指導しておる、占領政策を遂行しておる、こういう形が私はこの法案にも現れておるのではないかと。いわゆる振興会の理事、役員を通じて、私学に対する圧迫なり監督なりが、文部省の意図のままになされて来るのではないかと。懸念を、私は持つておるものであります。この点、一度私は皆さん方の率直な御意見を承りたいと思ひます。

○野田参考人 私立学校法を見ますと国家から援助を得た場合においては、かなり強大な監督を受けるようになっております。これに対して、私も

非常に反対でありまして、これは財政面、つまり会計面で監督を受けることはやむを得ないが、それ以外については、自主性をどこまでも尊重していただきたい、私立学校法の場合においても、そういう考えを持つておるのでございます。今度の場合は、特殊法人で、これは形式論を申し上げてまことに申訳ないのであります。特殊法人にそれ自体と、そこから借入れをする学校とは別であつて、しかも、監督は特殊法人に対してなされるのであるから、こういう形式的な理由を申し上げたのでございますが、ただいま仰せになりますように、実質面になつて参りますと、その点非常に杞憂される点がございます。しかし、私先ほど来申し上げておりますように、もし役員の中に、多数の私立学校関係者が出ておりましたら、この点は十分カバーできるのではないかと、こういうふうにお考えであるのでございます。

○小林(進)委員 それについて、私はこういう意見を持つておりますが、ひとつそれにお答えを願ひたいと思ひます。それは、振興会の理事、役員には、文部省の退職官吏は、退職後五年ないし十年は振興会の役員たることを得ず、という条文を一箇条入れたらどうか、こういうことを考えているのであります。御意見を承りたいと思ひます。

○野田参考人 これは、そこまで厳格に、またきゆうくつに解していただくよりも、私も、私は、今の文部当局の方には、私立学校に十分な御理解をお持ちになつておると思ひますので、そういう中からも、一人ぜひ入れたら入つていただきたいくらいに思つております。

す。そういうふうに厳格にされますと、かえつて私も困るのであります。

○小林(進)委員 よほど金がほしいとお見えになりまして、なか／＼巧みな御答弁をなさるので恐縮いたします。次に私は条文をおつくりになるときに、皆さん方のどなたか御関係になつたかどうか、それをお聞きしたいのであります。というのには、私はこの私立学校振興会法案なるものの法文は、非常にまずいと思ひます。こんなまずい法律をよくもつくつたものだと思ひます。実に文部省は頭が悪い。というのは、先ほど申し上げた通り、これは法文の体裁でございまして、けれども、第五号の四号の文部大臣は必要に応じてその経費の増額を認可する。必要な、こんなことは、今から必要だ、三億九千万円でどうするのだ、こんなことではやつて行けないということ、は、明らかにやつておるにもかかわらず、必要に応じて認可するといふことは、おそらく実情に即しない条文だと思ひます。こんな第五号四号は当然削除すべきだ、こういう意見を私は持つております。それから第二十三号条であり、お尋ねしたのでございまして、けれども、こういう宣言、綱領、抽象論的な条文を持つて来て、「公平且つ確実な」と書いてありますけれども、こういう無用な条文——もしこれを入れるとするならば、これは総則でありまして、二条か三条の一番前のところに持つて来ればよろしい。業務のところに持つて来て、公平、確実などというふうな、何も内容の伴わない空々莫々たる条文を入れておるのであります。私は頭が悪いのに、実に驚いておるのであります。

○野田参考人 この条文をつくり出す技術面は、文部省にお願いいたしましたので、中身について重要な箇所の御意見を伺ひ、かつわれ／＼の意見を十分述べさせていただいたような次第でございます。私も法律をやつておりまして、そういう面でも云々されますが、何だか申訳ないような気がするのですが、こういう技術面は、私も十分申し上げられぬ。

す。法律などというものは、なるべく無用な条文は少くもつてよとするのであります。何も体裁に並べてやる必要はないのであります。もしあなた方がこの条文の作成にお携わりになつたとするならば、皆さん方の頭脳も私は疑ひたいのであります。こういうことも、私も御意見を述べて、文部省の頭の悪いところは是正するようにお願いしたいと思ひます。今の問題が一つであります。この御意見を承りたい。それから第二十五号の「貸付又は助成を受けようとする者の備えてある条件について」云々という規定がござい

ますが、この「条件」を、皆さんの方は一体どんなぐあいにお考えになつてゐるか、これを私はお尋ねしたいと思ひます。

○野田参考人 この条文をつくり出す技術面は、文部省にお願いいたしましたので、中身について重要な箇所の御意見を伺ひ、かつわれ／＼の意見を十分述べさせていただいたような次第でございます。私も法律をやつておりまして、そういう面でも云々されますが、何だか申訳ないような気がするのですが、こういう技術面は、私も十分申し上げられぬ。

かるのではないかと、こういうふうに考
えております。

○竹尾委員長 他に御質疑がございま
せんでしたら、参考人に対する質疑は
これにて終了したいと存じますが、御
異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○竹尾委員長 御異議なしと認めま
す。

なお、本案に対する質疑も、これに
て終了したいと存じますが、御異議ご
さいませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○竹尾委員長 御異議なしと認めま
す。これにて本案に対する質疑は終了
いたしました。

これより討論に入ります。討論は通
告順によつてこれを許しますが、時間
の都合上できるだけ簡単にお願い申し
上げます。若林義孝君。

○若林委員 私は自由党を代表いたし
まして、本法案に附帯条件を付しまし
て、賛成の意を表せんとするものであ
ります。

わが国の教育活動面を見ますとき、
私立学校の果してあります役割という
ものは、きわめて偉大なものがござい
まして、明治維新以後におけるわが国
文化の発達には、その大半を私立学校の
貢献に負うていと申すことができる
のであります。このことは、すでにア
メリカ教育使節団も、明確に指摘して
いるところであります。試みに、これ
を現在における数字の上から概観いた
しまして、大学及び短期大学は二百
九十余校、学生数二十四万でありま
す。全体の約七〇%を占めておりま
す。高等学校は八百七十余校、生徒数
三十六万余、全体の約二〇%、義務教

育小、中学校が約八百余、二十五万余
の児童を擁しております。これを總ず
るに、学生生徒数は大体百万に及んで
おります。今日のかくのごとき私立学
校の発展は、まことに喜ぶべき事実で
ございまして、かつては官学尊重の傾
向によつて、その十分な成長を阻害
せられておつた傾きがあつたのであり
ますが、今日におきましては、私立学
校当事者の理想実現に対する非常な熱
意と努力によりまして、公立、私立
の差別感が消滅しつつあると申し得る
のであります。

元来、わが国は、欧米諸国とはその
歴史的過程や経済事情等を異にしてお
りますので、私立学校の経営は非常に
困難であります。しかるに、国家に貢
献しての努力の割合に、国家による
援助は必ずしも十分であつたとは申し
得なかつたのであります。さきに第六
国会におきまして、この点にかんがみ
まして私立学校法が制定せられ、よう
やく私立学校の飛躍的な発展の礎石が
置かれることとなつたのであります。

しかるにこの法律は、私立学校の独自
性と特殊性を保つ性格のものであり
まして、あまりにもはなはだしく戦
災と、戦後の経済的打撃の重圧を押
しのけるには、なお十分であります
ので、何としても、国家の財政面から
根本的な援助を施さなければならぬ
事情に置かれておるのであります。

今回政府から待望久しかつた私立学
校振興会法案が提出せられました。よ
うやく愁眉を開くことができて、こ
れは、まことに時宜を得たものと思つ
てあります。すなわち、私立学校教育
の振興をはかることにより、わが国教
育の発展と、私学の公共性を高めるこ

とを目的としまして、特別法人をつ
くり、私立学校の経営に必要資金
の貸付、私立学校教育振興の助成、あ
るいは私立学校教職員福利厚生、そ
の他に対する資金の貸付と助成とを行
おうとしたことは、私学のため
はもちろんのこと、国家のため適切な
施策であると信ずるのであります。ま
たこの法案は、民主的な協議に基きま
して私学側の要望が十分に取入れら
れておりますとともに、官僚による独善
の弊害を取除き、一方私立学校の自主
性を阻害しないように配慮せられてお
りまして、その経営に必要な資金は、
単に助成あるいは貸付にとどまらず、
私立学校教職員の研修とか福利厚生等
に對しても貸付助成の道が講ぜられ、
その運営は政府と学校側との協力によ
つて行われることとなりますなど、そ
の用意と苦心のほどが十分にうかが
われるのであります。従いまして、本法
案の成立によつて、わが国教育の上に
重要な地位を占めておる私立学校の
充実と振興に對し、十分とは申しか
ねますものの、なお公正でかつ有力な
基礎的措置が講ぜられたものであると
思うのであります。

しかしながら、全国三千五百有余の
私立学校の現状を見ますに、およそ
その三分の一は戦災による復興の途上
にありまして、なお相當の財政的援助
を必要としております上に、学制改
革、物価の騰貴、人件費の増大、ある
いは設備の充実等、前途多難でござい
ます。ところが、この法案に伴う政府
の出資金は、わずかに三億九千万円で
ありまして、しめて申しますならば、
焼け石に水の感がないでもありませ
ん。国、公立の大学が、一人の学生に

對し平均約八万ないし九万円の費用を
投じておりますが、全私学の生徒百万
に對して三億九千万円は、一人当りに
いたしますと四百円でありまして、教
育の機会均等の精神から申しますなら
ば、相當の開きがあると申さなければ
なりません。また一面には戦災及び災
害等による私学救済復興を目的とする
貸付金をこの基金に充当いたしますこ
とは、振興会の健全なる発達上、一沫
の不安を抱かせられるのであります。
さらにその資格において、国、公立と同
等の立場にありする約八万に及ぶ私
立学校教職員に對しまして、政府はわ
ずかに数百万円の補助金を計上してお
るにすぎませんが、教育基本法第六
条の精神に照しまして、その福利厚生施
設及び共済制度等は、なお不均衡では
あるまいかと思はれるのであります。

これらの点から、私は各位の御賛成
をいただき、次の三項の附帯条件を付
しまして本案に賛成いたしたいと思
うのであります。すなわち

一、わが国の教育上における私立学
校の地位の重要性にかんがみ、政
府は、私立学校振興会法の成立
後、なるべく速やかなる機会に、
私立学校振興会に對し、相當大幅
な資金の増額を行うこと。

二、第五條二項の、災害私立学校復
旧貸付金等の取扱ひについては、
災害私立学校の復興に支障を来さ
ないよう配慮すること。

三、私立学校教職員の福利厚生対策
については、教育基本法第六條の
趣旨に基いて、国公立の教職員と
均衡を保てるような別途の施策を
考慮すること。

以上でございますが、もし御異議がご
ざいませなければこれをもつて附帯条
件といたしまして賛成をするものであ
ります。

○竹尾委員長 次に笹森順造君。

○笹森委員 ただいま本委員会の議に
付されておりますこの私立学校振興会
法案に對しまして、私は改進黨を代表
して、附帯三項を提唱する若林委員
の発言に同意しつつ賛成の意を表した
と思ひます。

私立学校のわが国教育における從來
の公的貢獻と將來の使命の重大性にか
んがみ、しかもまた、その維持経営の
苦心に照し、特に近來國家が法律の制
定によつて私立学校を整備すべき諸条
件を要求する結果とし、加うるに國家
経済の特殊現象たる物価の騰貴と、ま
た給与基準の上昇等によつて、私立学
校が巨額の負担をしなければならぬ
実情を思ひますときに、本法案がその
要望にこたへんとする意圖において
は、當を得たものだと思ひます。すな
わち、私立学校の振興をはかるため
に、私立学校の経営に關して必要な資
金の貸付、私立学校教育の助成その他
私立教育に對する援助に必要な業務を
行ふ私立学校振興会を設立して、その
資本金、組織、業務監督等について必
要な事項を規定せんとする本法案の成
立は、必要であると思ひます。

しかるに、この目的を達するため
に、本法案の第五條、資本金の点につ
いては、当初昭和二十七年年度におい
ては、まことに僅少なすぎないものであ
りまして、政府當局は第五條第四項の適
用を努力して、資本金の増加をはかつ
て、まず三十億圓を第一段階の目標と
し、遠からず百億圓を達成するに努力
すべきであると思ひます。また同條第

傾向、これに対して私学の従来の建学の精神としては、重大な関心を払っていただかなければならぬわけであります。

私たちは、こういう見地から本法案を検討したのでありますけれども、本法案におきましては、われわれは非常に多くの点で、今申し上げた危険性が十分にあると同時に、私学振興のための現実的な考慮というものが、非常に稀薄である点を、遺憾に思つたわけであります。この私学振興会は、私学を振興させる——私学の伝統的な精神、しかも個々の学校のそれ／＼の特殊性を生かしながら、その精神を發展させて、日本の科学と日本の文化の發展のために協力していただくという見地からするならば、この振興会の運営は、当然私学が主体となつてなされなければならぬわけであります。その点は、私学の側からも今日十分強調されたのでわれわれは意を強うしておりますけれども、この場合に、われわれは、私学が理事や評議員において、原則的に中心の主体でなければならぬと同時に、私学の内部における経営者だけでなく、教職員をも含めたような、民主的な運営によつて、この私学の学校としての全一体的な發展が、われわれ／＼として希望されておるわけでありますが、この点文部当局の考えは全然反対でありますし、私学の最低の要求であるところの構成員の二分の一さえも明白でないという点に、根本的な欠陥があるわけでありまして、この点はぜひ修正しなければ、私学の将来のために禍根を残すものと信ずるわけであります。しかもその業務は資金の貸付、事業の助成、教員の研修、福利厚生という重大な内容を持つものでありまして、私学側の要望としまして、現実に百億圓がいふんだというところに、わずかに四億足らずの金しか与えられない。先ほどから希望的な附帯条件というものを述べられておりますけれども、今日のような日本の状況のもとにおいては、希望的な附帯条件というものは、實際に実現しません。まづもつて財政面における教育の危機が来るを得ない状態にあるのでありますから、附帯条件というやうな、単にやういふことによりなされるのではなしに、現実に百億圓ならば百億圓出すというところにまで、われわれは持つて行くべきものである。委員がほんとうに真剣にこれを考えるならば、そこまで真剣に協力して運動しなければならぬ、実現しなければならぬということを確認するものであります。

○竹尾委員長 渡部君、結論をお急ぎください。

○渡部委員 はい、やつております。――また特殊法人に関するもので、学校行政に対する文部大臣の監督すらできぬではないかというふうにお考えでありますけれども、これは現実の問題としては、私はそれは考えないのであつて、むしろ危険はそこにあると考へられる。ちやうど銀行が会社の業務内容や、生産品までも検査するように、この資金面における施設等々の面での支配というものが、当然学校行政の方向や、方針にまで関連を持つて来ることは、目に見えておるのであります。われわれ／＼はこういう点も、文部大臣の干渉や監督というものを排除しなければならぬ。こういう面から排除して行かなければならぬという点で、この点

もはつきり修正しなければならぬと考えておるわけでありまして、さらにまた、文部大臣が罷免権を持つという点も記されているという点においては、なおもつて文部大臣の統制というものを強化することになる。さらにまた四十条には罰則があつて、罰金ということもありますけれども、この罰金なんというものは、罰則的なものは振興会の内規によつてきめらるべきものであつて、この法案の内容にきめるべきものではありません。

以上の点から考えてみますと、この法案によつて私学が現実に受けるところの物質的な援助というものは、先ほど若林君も白状せざるを得ないやうに、まさに焼け石に水であります。当然われわれ／＼は、私学が十分發展し得るだけのものを持たなければならぬというところが第一。しかもそれを削つておいて、見込みのないものを見込みのあるように見せかけて、附帯条件をつけるだけでは、承認できないのであります。このやうな形で、先ほどから申しましたやうな形／＼な面から見ても、私学の精神と私学の伝統と私学の特色ある發展というものを押えてしまつて、ちやうど官学に対する国家的な官僚的な統制が最近行われていけるやうな線が、私学の中にまで入り得る危険を十分に持つというやうなこのまゝの法案では、われわれ／＼はどうしても賛成できないわけでありまして、われわれ／＼はその意味で修正案を用意中でありますので、委員長においてできまますならば、一岡日これを延期されることを提案していただきたいということ。もしもわれわれの提案がいれられなかつたならば、われわれ／＼は私学の精神と本来の發展の立場から、あくまで私学に対する官僚統制を排しなければならぬという意味で遺憾ながら反対し、同時に、強力に私学の精神と私学側の今日までの要望の内容を盛り込んだものをむしろ新しくつくり出す。そうでなかつたら、一且できたものはそう簡単にかえられないのでありますから、新しくつくり出すための全勢力を委員会としては払わすべきものであると私は確信しておるものであります。

○竹尾委員長 次に小林進君。

○小林(進)委員 簡単に討論をしたいと思つておりますが、先ほど若林委員の言われました三つの条件を含めまして、なきよりはよからうという意味において賛意を表したいと思つております。

ただ最低の希望といつしまして、どうも国費あるいは国民の血税で育て上げられた学生が、今度は役人となり官僚となつて国民の上に君臨する、同じ教育の道を歩みながら、私学の連中が涙の道を歩んでいるというのを、私は心から憂えておるのであります。このたびの条文でもまた、わずかに三億九千万圓の金が、この国民の税金で育て上げられた役人の手にゆだねられて、その役人から私学の連中が哀願懇請してこれをわけてもらふやうな形ができておるのではないかと、はなはだ憂えておるのであります。その意味から、何といつてもこの振興会の役員は、私学の半数をもつてこれを埋める。同時に、今一方の半数もこの官学で育て上げられた官僚でなくて、ほんとうの国民の側から有識者を出して、願わくは私学を自由の立場で育て上げ

られるという一つの理事会ができれば、ということ、実は唯一の希望といつたのであります。同時に、その意味においても、どうか官僚の方々は、退職官僚を問わず、この役員の中には入らないという条件を私は再度繰返しておきたい、これが条件であります。

それからい一つとしましては、先ほど申し上げておりますやうに、いかにもどうも条文の体裁が悪い。これはわれわれ／＼が国会においてこういう不体裁な条文を認めて永久に残すということは、耐えられないのであります。各個の条文に対しては、私はどうも賛成できない。願わくはこれを修正していただきたいということを附帯条件として賛意を表したいと思つております。

○竹尾委員長 次に小林信一君。

○小林(信)委員 私はせつ／＼出ました私学振興会法が、私学の現状を何ら救うことができないやうなことは、十分わかつておるのでございまして、しかし、今後これを橋頭堡として、政府当局でもできるだけ予算の措置をして、私学が要するものを考慮するという意思を文部省からも承つたところ、先ほど若林委員から附帯されましたあの条項にも賛成しながら賛成するものであります。

文部省といつしましては、私学に対して考えておるものは、私立学校法が制定されたときに、これは憲法上国庫の援助をしても可能であるやうな点を、一歩前進したかのような感じがあつたのであります。しかし、その当時の私学に対する国会の意見というものを今反省いたしましたら、もう今日に至つては、相当私学に対する積極的な

援助がなければならぬ段階でありますのに、かかるほんとうに消極的なものであることは遺憾であります。現に入學試験が行われておるのでありますが、私立学校に入学しようとして、これから振り落される者がどのくらいあるか。その現状をながめただけでも、私立学校の存在というものを、もつと国家的に考慮されなければならぬことがわかるのであります。これは私立学校の収容力だけの問題でありますが、私立学校が持つております歴史的な伝統的な特殊性というものを考えましたときに、もつとこれが深く考慮されなければならぬ。

さらに最近、これは文部行政のしからしむるところでありましようが、非常に国民の向学心が旺盛になつて来た。ところが、経済的な事情からして、働きつ勉強しなければならぬという学生が多分にあるのであります。この働きながら勉強する、これに対して国家は重大な関心を持たなければならぬ。ところが、これは主として昼間働きまして、夜間勉強するのであります。これが官学によつてはたして救われているかどうか、全部が私立学校にゆだねられる現状であります。こういう点からしても、働きながら勉強するという者に対して、もつと積極的に政府がもし考慮するならば、私立学校に対するところの経済的な援助といふものは、もつと勇敢になされるべきものである、わずか三億九千万円というような少額をもつて、この人たちのためにも考へておるといふようなことを、もし政府が言うならば、これはまことに形式的なもので、国民をごまかそうとしておる。もつと零細な生活の中で

勉強しようとする者を十分取上げるとするならば、この私立学校に対する援助といふものは多額でなければならぬ。先ほど私立学校の方たちが言われる百億といふものは、そういう点から考へまして、私は当然何らか今後すみやかに措置されなければならぬものと考えるのでございまして、そういう私立学校の最近の使命からしても、もつとこれに対しては政府は積極的であるべきだ。

そこで私は、私立学校の問題を考へる場合には、単に以上のような問題だけではなくて、もつと官学と私立との両者を一緒にしたところで、検討されなければならぬ問題がたくさんあると思う。外国の例を見ましても、金のかかる理科系統の問題というものは、すべて官学の方にゆだねられておる。法科とか文科とかいふ文科系統のものは、私立学校が担当するといふような傾向さえあるのであります。こういうことがもし経済的に許されるならば、おのずから考へられるのであります。こゝういふ世界の見方から考へましても、日本の学校のあり方といふものをほんとうに考慮していただきたい。(もうわかつた「結論を早く言え」と呼ぶ者あり) 大分雑音が出て参りましたが、これはもう教育に対して熱心な余りだと思ひます。

私は、最後に一つだけ希望を申し上げます。この三億九千万円は、わずかであります。単に私立学校を経営する人たちだけのために支払われるものではなくて、こゝに働いておられます、いわゆる私学の第一線で働く教職員の人たちに對しても、十分考慮がなされておると思ふのであります。そういう

意味からするならば、先ほどいろいろ参考人の方からお話がありました、官学の先生と比べて非常に冷遇されておる点からしまして、評議員のようなことを運営される組織の中に、単に教授の幹部といふふうな者が学校側から選ばれるのではなくて、ほんとうに生活に苦しんでおられる先生方の代表も入れるように考慮されるべきであるといふことを希望いたしまして、私の賛成の意見を終ります。

○竹尾委員長 これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹尾委員長 起立多数。よつて原案の通り可決いたしました。

なお報告書等の提出につきまして、委員長に御一任願ひます。

この際文部当局より発言を求められております。これを許します。今村政務次官。

○今村政府委員 私立学校振興会法案に關しまして、熱心なる御審議の末、多数をもつて可決くださいましたことを、この際厚くお礼を申し上げます。特に附帯条件、また希望事項等につきましては、十分当局といたしまして今後研究をし、これが実施にあたつては努力いたしたい、こう考へております。

○竹尾委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

(参照)

私立学校振興会法案(内閣提出)に關する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十七年三月二十二日印刷

昭和二十七年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁